

事業の留意事項と今後の進め方

本事業は、国の会計検査院による検査対象となります。事業実施に透明性が高く求められ、執行内容に不備がある場合は、後に補助金返還となることもありますので、次の内容を十分ご理解いただき、協議書の提出をお願いします。不明な点があれば、事務担当までご連絡ください。

1. 留意事項

- ・本事業に係る事務処理は、稟議書（決裁書）により適正な処理を行ってください。
- ・本事業に係る経理・会計は、経理区分の細分化などにより明確に区分して執行管理が出来るようにしてください。
- ・提出いただいた協議書類をもとに選定を行いますので、すべての申請が補助対象となるわけではありません。
- ・協議書の内容の変更は認められません。期限を含め計画どおり執行出来ない事態が生じた場合は、選定（内示や交付決定）の取り消しを検討することになります。
- ・備品等の購入業者の選定にあたっては、原則として一般競争入札等の競争原理を取り入れたものにより行う必要があります。
- ・本事業は、必ず3月末日までに事業完了（購入物品の納品）してください。
- ・補助金の入金は、事業完了後となります。

2. 今後の進め方（予定）

8月～ 9月	(事業所) 協議書の提出 (県) 協議結果(内示)の送付
9月～ 10月	(事業所) 交付申請書の提出 (県) 交付決定 (事業所) 事業の開始(※)
12月	(事業所) 状況報告書の提出
	(事業所) 実績報告書の提出 (県) 額確定通知書の送付
	(事業所) 請求書の提出 (県) 支払い
翌年度	(事業所) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出

※事業の開始は、原則交付決定のあった日以降としていますが、知事が認めた場合は、交付決定の前に事業を開始することが出来ます。